

Ⅲ 第17回WGの意見等報告

平成27年8月5日

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社



1. 第17回WGにおける意見等報告（航空）－①

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
1	資料1	第16回WGの意見等報告	<p>損害保険業務のシステム化<2></p> <p>（意見）（関係団体） 前回、提出した「ひとつの包括保険番号が一般輸入と特例輸入の両方の輸出入コードに適用出来るようにしていただきたい」旨の要望に対する回答であるが、以下の2点に関して再度ご説明いただきたい。</p> <p>① 先頭8桁が異なる二つの輸出入者コードには適用することが出来ないところがあるが、マイナンバー制度は、13桁+4桁の枝番で運用されるため、先頭の13桁は同じにあるのではないかと。</p> <p>② 損害保険会社に包括保険番号の追加払い出しを依頼とあるが、一般申告と特例申告で、別の包括保険番号を適用する運用になるのか。</p>	<p>① 包括保険番号の利用については、輸出入者コードがKeyとなっているため、一意化を図るためには、包括保険番号と輸出入者コードが1対1の関係であることが必要となります。このため、複数の輸出入者コードを所持する場合は、それぞれの輸出入者コード単位に（同一内容での）包括保険申請を行っていただくこととなります。（現状と同様の運用となります。）</p> <p>② 一般申告と特例申告単位という区分ではなく、複数の輸出入者コードを持つ場合は、各コード単位に登録手続きを行っていただく必要があります。</p>
			<p>輸出入事項登録の改善 「輸入申告事項登録（IDA）」 業務の改善（担保・保険・評価）</p> <p>（意見）（海上 通関WG委員） 担保の有効期限管理について再確認をしたところ、注意喚起を行っていたとご報告いただきありがとうございます。また、ご要望が多いため、再度検討していただきたい。</p>	<p>検討致します。</p>
			<p>マイナンバー（法人番号）に係る対応</p> <p>（意見）（航空 通関・物流等WG委員） <法人番号> ① 国税が公表する法人番号検索が英名に対応していない以上、NACCS/税関として提供することは必須と考える。また、制度の主旨から民間が費用負担するべきではない。</p> <p>② NACCSに登録がない以上システムチェックがかからないため、通関業者に過大な負担となる懸念がある。</p> <p><識別符号> 通関業者への過大な負荷とならないよう見直しをお願いしたい。</p> <p>（意見）（関係団体） 商社では特定輸出（特例輸入）を行う時は、一般の輸出入申告時には使用しない専用の輸出入者コードを利用している。しかし、一般の輸出入申告において、この特定輸出（特例輸入）専用の輸出入者コードを誤って利用しているケースが（特にクーリエ業者において）年に数回見受けられ、輸出入者としては発見都度、（クーリエ）業者に連絡しているが、改善されない。 そこで、輸出入者コードと申告種別コードの紐付けチェックにより、一般輸出入申告で特定輸出（特例輸入）専用の輸出入者コードを使用した場合はエラーとする仕様を追加していただきたい。</p>	<p>ご意見を関税局及び税関にお伝え致します。</p> <p>現状では、「特定輸出（特例輸入）専用」の輸出入者コードについては、成りすまし等の防止の観点から公表しておりません。特定の申告種別コードとの関連チェックを持たせることによって特別に発給されたコードが判明し、不正に利用される可能性もあることから、対応することは困難です。</p>

1. 第17回WGにおける意見等報告（航空）－②

項番	議題	項目	意見・要望等	検討内容（回答）
2	資料6	輸出入申告官署の自由化	<p>（意見）（航空 通関・物流等WG委員）</p> <p>仕様案については問題ないが、「G」区分（要原本提出）について、現状では申告しないと分からないため、運用次第では蔵置官署以外には申告できない等の対応が必要と思われることから、運用面についてもご検討いただきたい。※ 事項登録時に判定し、申告時にエラーにする等</p>	ご意見を関税局及び税関にお伝え致します。
3	資料7	輸出入申告における入出力項目の見直し<2>	<p>（意見）（海上 通関WG委員）</p> <p>原産地証明書識別の4桁化について、識別体系が多く複雑になり誤って入力する可能性が増えているので削減していただきたい。このコードの入力間違いでEPA税率等が適用できなくなることを考えると、出来る限り識別体系を少なく理解しやすくする必要がある。例えば、原産地（申告）種別のEPA関連に関しては、各国毎に分けるのではなく二国間協定、多国間協定の2種類でよいと考える。原産地証明者等区分については、原産品申告を製造者、輸出、輸入者に分けなくとも原産品申告のみでよいと考える。</p>	<p>EPA締結数の増加や自己申告制度といった新たな制度の導入に伴い原産地証明書識別コードが枯渇する虞があることから、桁数を増加させる必要が生じたため、これを機にコード体系についても、現状の分かりにくいコード体系から1桁1桁それぞれに意味を持たせるコード体系に見直すこととしております。</p> <p>また、これに併せて、これまで記事欄に入力して頂いておりました原産品申告書の区分（製造者、輸出者、輸入者）をコード化し、入力負担の軽減を図ることとしております。</p> <p>原産地（申告）種別のEPA関連に関して、二国間協定、多国間協定の2種類とした場合、今後、多国間協定が増加し、ある国が複数の多国間協定を選択することができることとなった場合にどの多国間協定を適用するのか判別できなくなります。</p> <p>二国間協定、多国間協定①、②、③…と分けることも考えられますが、多国間協定について協定毎に種別を分けるのであれば、二国間協定を含めてわかりやすいコード体系にすべきと考えております。</p> <p>なお、桁数増加による誤入力について懸念をお持ちの方もおられるかもしれませんが、桁数増加による原産地（申告）種別と原産地証明者等区分のチェックを行い、できる限り誤入力の防止を図ることとしております。</p> <p>次期NACCS稼働当初はコード体系が変わることによる負担感があると思いますが、ご理解いただきたいと思っております。</p>
			<p>（意見）（航空 通関・物流等WG委員）</p> <p>原産地証明書識別の4桁化により、コード体系自体が複雑化されている印象である。貿易の迅速化につながるよう効率的なコード体系となることを希望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 先頭2桁については、原産地コードと冗長となっている印象がある。 - 3桁目については、現在区分している内容ではなく、書類上で正しく判定できるか懸念がある。 	
			<p>（意見）（海上 通関WG委員）</p> <p>原産地証明書識別の4桁化の①原産地証明者区分、②貨物の種類 について、原本提出が義務付けられている中で識別符号が必要なか疑問である（ただし、提出不要は除く。）。申告の内容を記号化し、複雑にしているだけで、申告する側にとっては、非常に間違いを誘発しているように思える。この部分は誤った申告をした場合、税額に直結する部分のため、記号は最小限におさえるべきと考える。</p> <p>現在の原産地種別でさえ、記号化のため誤った申告をし、それに気付いた後に特惠が認められず、関税・加算税を支払った事例があると聞いている。</p>	
		<p>（意見）（海上 通関WG委員）</p> <p>原産地証明識別を4桁化することにより業務が複雑になる。その結果、コードの誤入力を誘発し、非違を発生させやすい状況につながっていくのではという懸念がある。もう少し簡素化できないか再考いただきたい。</p>		
4	資料8	輸入予備申告における検査指定情報等の出力	<p>（意見）（海上 通関WG委員）</p> <p>① 予備申告の段階で配信される検査指定情報にて 蔵置場所の対査確認 ⇒ 運搬 ⇒ 検査場での対査確認の印を押印することになるという理解でよいのか？</p> <p>② 予備申告の段階で検査指定情報が配信された後、本申告の間に予備申告の内容に変更が生じた場合はどのような取扱いになるのか？</p> <p>③ 予備申告の段階で配信される検査指定情報をもとに運用することで本申告を行う前に検査を受けてしまう危険があるが、システムの歯止めがかかるような仕組みは出来ないか？</p>	<p>① ご理解の通りです。</p> <p>② 申告変更を実施する場合は、事前に税関に申し出て下さい。なお、検査指定情報については、税関の指示を仰いで下さい。</p> <p>③ システム的に本申告が起動していない貨物自体を判別することは困難です。通関予定蔵置場には、現行どおり本申告起動時に検査指定情報が配信されますので、検査を受ける前にNACCSで照会していただき、蔵置場と通関業者間での運用において対応をお願い致します。</p>

1. 第17回WGにおける意見等報告（航空）－③

項番	議題	項目		意見・要望等	検討内容（回答）
5	資料 14-1	第6次NACCS 詳細仕様中間報告後 における追加検討状況	「担保照会（IAS）」 業務の改善	<p>（意見）（関係団体）</p> <p>① 担保残高の一括照会 現在、IAS業務を用いての個別の担保残高照会は可能であるが、一括して照会する機能がない。より使いやすいシステムとすべく、輸入者による一括照会（一覧照会）機能を作成していただきたい。</p> <p>② 担保残高の増減の推移 担保残高の状況の推移（増減）を知ることにより、その使用傾向をつかめ、適切な担保額を積むことが出来る。消費税率も10%にあがることが予定されており、納税額が増えることが想定されるため、より一層の担保管理を求められている。より使いやすいシステムとすべく、輸入者に担保残高の推移がわかるような機能を作成していただきたい。また、担保残高が一定額（輸入者指定）を下回った場合はワーニングを出す等の機能があれば、なお一層有効に活用出来る。</p>	<p>① ご要望を踏まえ検討いたします。</p> <p>② 担保残高の増減推移をオンライン業務で提供することは、システム処理上困難です。なお、管理資料情報として提供することは考えられますが、上記①の照会業務により対応いただきたいと思います。一方、担保残高に係るワーニング出力については、輸入申告時を想定しているとするれば、例えば、ワーニング出力した直後に残高が回復するケースもあり、却って運用の混乱を招くことが考えられること、また、様々なワーニングの出力は通関業者側における事務の煩雑さを生む可能性もあるため、対応しないこととしたい。（いずれも、費用対効果の観点からの考慮も必要となります。）</p>